

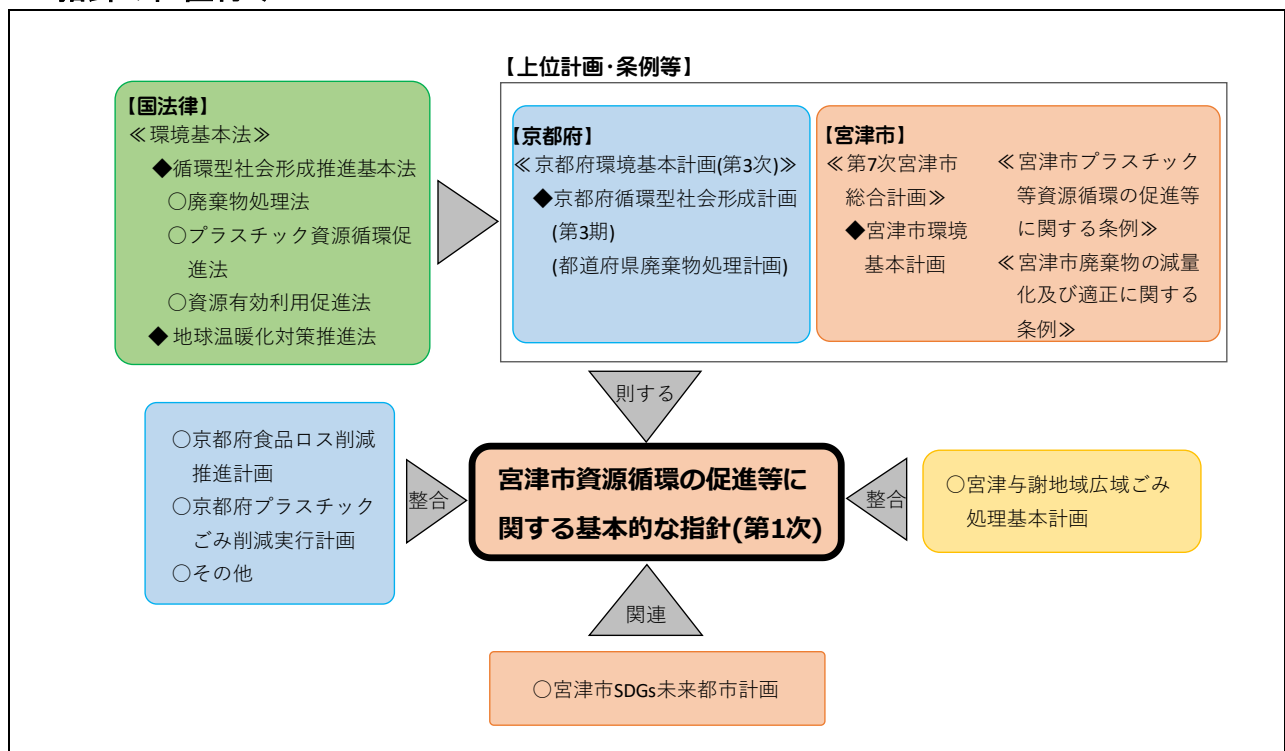
宮津市資源循環の促進等に関する 基本的な指針(第1次)の中間報告について

本市では、地球温暖化防止や海洋プラスチックごみ問題等への対応を契機としたプラスチック等に係る資源循環の重要性が高まる中、脱炭素社会・循環型社会及び自然共生社会を構築し、将来へ良好な環境を引き継いでいくため、令和4年12月、全国の市町村に先駆けて「宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例」を制定し、令和5年1月に施行しました。

本条例第8条の規定に基づき、資源循環の促進等に関する施策の総合的かつ計画的な実施に向けて、資源循環の促進等に関する基本的な指針を定めることとしており、現在、宮津市廃棄物減量等推進審議会において審議が進められています。

【 宮津市資源循環の促進等に関する基本的な指針(第1次)の中間案の概要 】

1. 指針の位置付け



2. 指針の期間

令和5年度～令和12年度（8年間）

◎第7次宮津市総合計画、宮津市環境基本計画の終期と合わせる

3. 資源循環の促進等に関する施策の展開

(1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収

ア Reduce(発生を抑制する)／イ Reuse(繰り返し使う)

ウ Recycle(資源として再利用する)／エ Renewable(再生可能な資源に替える)

(2) 分かりやすい情報提供

ア 効果の高い広報媒体を使った市内外への情報発信

(3) 海洋プラスチックごみ対策

ア 市民協働による海岸清掃等

イ プラスチックごみが環境中に排出されない取組の推進

(4) 環境教育及び環境学習の推進

ア あらゆる場における身近な環境教育・環境学習の推進

4. 食品ロス削減の推進

食べ物を無駄にしない意識の醸成

食べることができる食品は、廃棄することなく可能な限り食品として活用

5. 進捗管理

宮津市廃棄物減量等推進審議会において、進捗状況等を確認・評価

【 策定スケジュール(予定) 】

○令和5年2月 宮津市廃棄物減量等推進審議会（指針に係る答申）

○令和5年3月 宮津市資源循環の促進等に関する基本的な指針(第1次)策定

宮津市資源循環の促進等に関する基本的な指針
(第1次) 中間案

令和 年 月
宮 津 市

目 次

1 指針の概要	
(1) 指針の趣旨	1
(2) 位置づけと他の計画との関係	3
(3) 指針の期間	4
2 資源循環等の現状	
(1) 国内の状況	5
(2) 京都府の状況	5
(3) 宮津市の状況	5
3 資源循環の促進等に関する基本的事項	
(1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収	8
(2) 分かりやすい情報提供	9
(3) 海洋プラスチックごみ対策	9
(4) 環境教育及び環境学習の推進	9
4 資源循環の促進等に関する施策の展開	
(1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収	
ア Reduce(発生を抑制する)	10
イ Reuse(繰り返し使う)	11
ウ Recycle(資源として再利用する)	12
エ Renewable(再生可能な資源に替える)	13
(2) 分かりやすい情報提供	
ア 効果の高い広報媒体を使った市内外への情報発信	14
(3) 海洋プラスチックごみ対策	
ア 市民協働による海岸清掃等	15
イ プラスチックごみが環境中に排出されない取組の推進	15
(4) 環境教育及び環境学習の推進	
ア あらゆる場における身近な環境教育・環境学習の推進	16
5 食品ロス削減の推進	17
6 進捗管理	19
【参考】	
用語解説	21
宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例	22
宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	26

1 指針の概要

(1) 指針の趣旨

現代の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、環境保全や持続可能な物質循環を阻害する側面があり、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題と密接に関連しています。

こうした環境問題に対応し、私たちの健やかな生活の基盤である豊かな環境を未来に引き継いで行くために、廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用、廃棄物の適正な処分を推進し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換が喫緊の課題となっています。

また、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしてくれるプラスチックは、使い捨てによる大量使用や不適正な処分等により海洋に流出し、地球規模での環境汚染問題として生態系への影響等が懸念されています。

私たち、一人ひとりがそれぞれの立場でプラスチックの使用抑制と資源循環の必要性を認識し、社会全体として取り組んでいかなければなりません。

そうした中、宮津市では、プラスチックをはじめとする資源循環の促進等について、市、事業者、市民及び観光旅行者等（観光旅行者とその他の滞在者）の責務を明らかにするとともに、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を構築していくため、令和4(2022)年12月、全国の市町村に先駆けて、宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例(令和4年宮津市条例第26号)を制定し、令和5(2023)年1月に施行しました。

本指針では、同条例第8条の規定に基づき、資源循環の促進等に関する施策について総合的かつ計画的に実施するため、資源循環の促進等に関する基本的な事項を定めます。

また、食品ロスの削減についても、廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例を令和5年3月に一部改正し取組を強化することとしており、これを一体的に推進していく必要があることから、その取組内容を本指針に盛り込むものです。

本市では、この指針に基づいて、資源循環及び食品ロスの削減に関する各種施策を展開していきます。

本市は、白砂青松の景色が広がる日本三景天橋立をはじめ、宮津湾、阿蘇海、大江山など海、里、山の美しく豊かな自然環境の恩恵を享受しつつ、次世代に伝えていくための努力を続けてきました。

しかしながら、大量生産、大量消費に伴う社会経済活動や生活様式により、事業活動や日常生活における環境への負荷が増大し、近年、世界各地で地球温暖化に起因する気候変動の影響が現れており、現在の環境を維持することが困難になりつつあります。

また、私たちの生活に様々な利便性と恩恵を与えてくれるプラスチックは、生産過程等で二酸化炭素を排出するとともに、海洋プラスチック問題を発生させるなど、環境に大きな負荷を与えています。

そこで、本市は、気候変動やプラスチック廃棄物等の課題に対し、令和2年に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」を、令和3年に「気候非常事態宣言」を行い、脱炭素社会の構築等の実現を目指すという決意を表明しました。

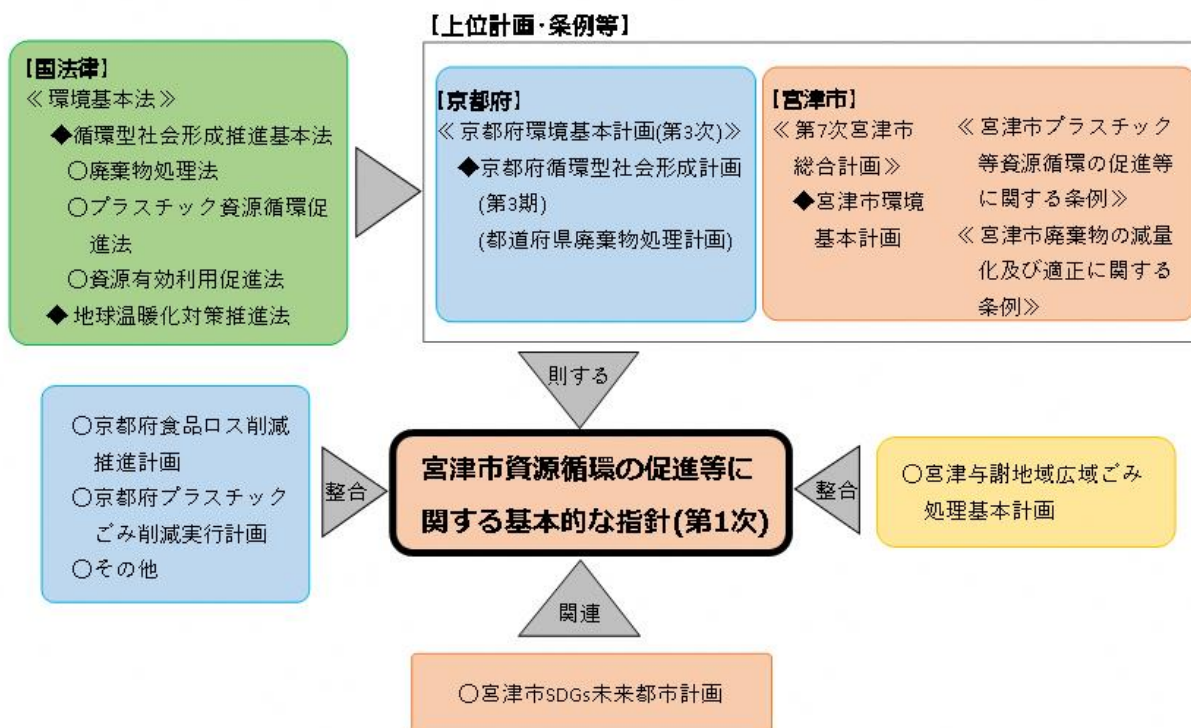
このような地球規模の環境問題の解決には、市民、事業者、行政等あらゆる取組主体の行動が不可欠であり、その広がりや重要性です。そうしたことを意識しながら、私たち一人一人が、消費行動、ごみの排出といった日常生活や事業活動における様々な場面において、自分の置かれた立場で実行可能な「3R(リデュース、リユース、リサイクル)+Renewable」の活動など、地球環境にやさしい取組を行うことにより、循環型社会への転換を図る必要があります。

また、本市を訪れる多くの観光旅行者にもこうした取組を拡大し、世界から選ばれる地球環境にやさしい観光地域づくりや天橋立世界遺産登録に向けた取組と連動させ、海洋プラスチック問題解決をはじめとする自然共生社会を構築することが、環境共生型の経済成長と地域振興につながるものと期待されます。

このような認識に基づき、市民、事業者をはじめ、本市に関わる人々が共に考え力を合わせる「共創」の考え方の下で、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を実現し、国際社会の先導役として将来へ良好な環境を引き継ぐため、この条例を制定します。

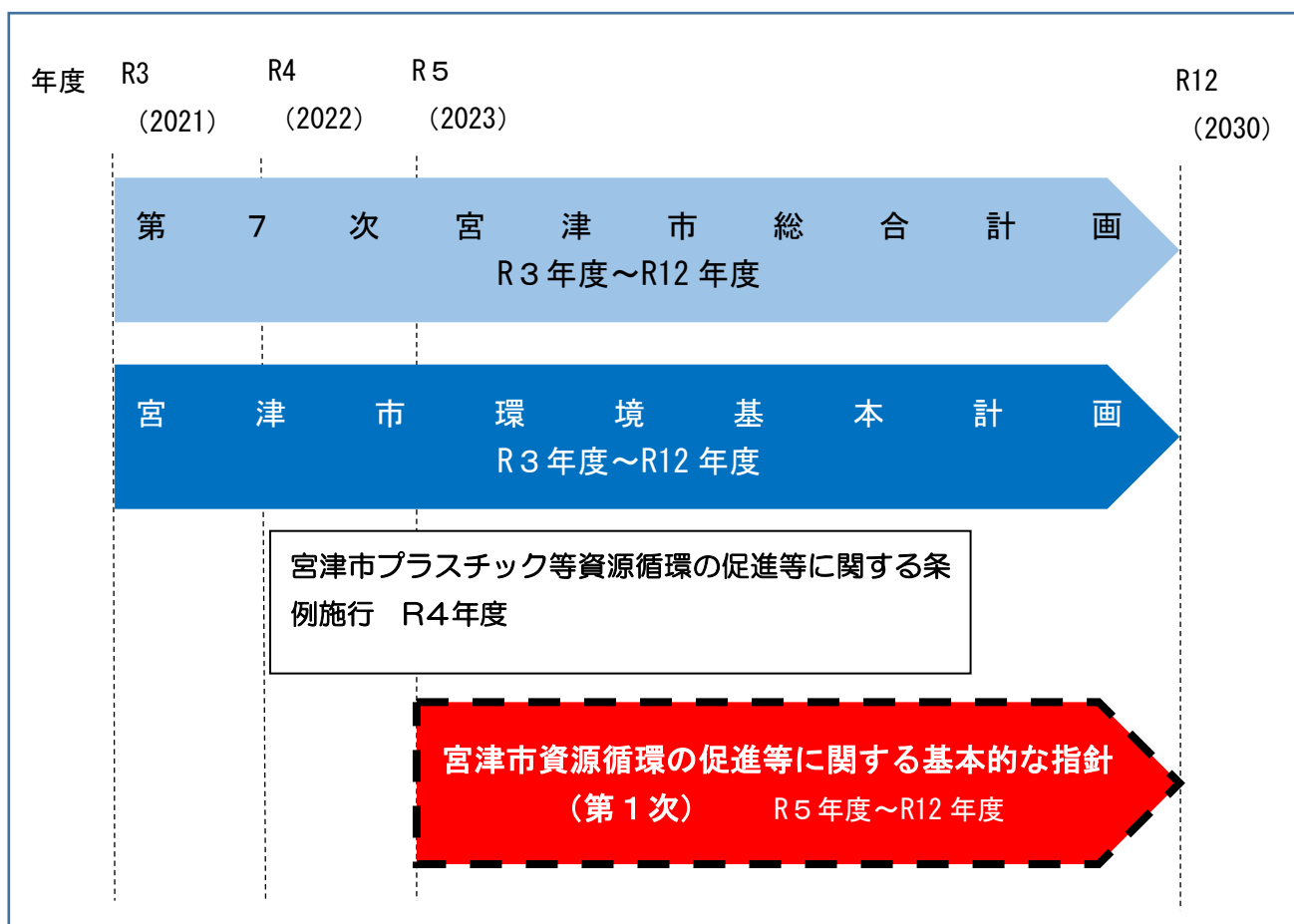
(2) 位置づけと他の計画との関係

基本指針の位置づけ



(3) 指針の期間

令和 5 (2023) 年度から令和 12 (2030) 年度までを指針の期間とします。



[参考] 第 7 次宮津市総合計画及び宮津市環境基本計画の重要業績評価指標 (KPI)

項目	基準年	2030 年	基本的な考え方
1 人 1 日 当 た り ご み 排 出 量	(平成 30 (2018) 年) 972 g	875 g	2030 年度までに 1 割削減を目標とします。 ※本市を訪れる観光客に対しても同等の削減を求めます。
ごみの資源化率	(令和元 (2019) 年) 19.4%	27%	総合計画では、2025 年までに 25.0% (5.6% 増) に引き上げる目標としています。 それ以降も継続し、2030 年には 27% まで引き上げます。

2 資源循環等の現状

(1) 国内の状況

我が国では、循環型社会形成推進基本法に基づき、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り軽減する循環型社会の形成を目指し、平成 30(2018)年 6 月に第 4 次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き重視するとともに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。

令和元(2019)年に容器包装リサイクル関係省令が改正され、令和 2(2020)年 7 月にはレジ袋有料化が開始されました。

また、これまでプラスチック使用製品廃棄物は容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装のみ分別収集、再商品化が進められてきましたが、令和 3(2021)年 6 月に成立したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化できる仕組みとなりました。

食品ロスの削減の推進においては、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした、食品ロスの削減の推進に関する法律が令和元(2019)年 10 月 1 日に施行され、令和 2(2020)年 3 月に、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が閣議決定されました。

(2) 京都府の状況

令和 2(2020)年 12 月に改訂された京都府環境基本計画では、環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse) の 2R の取組がより進む社会システムが構築され、廃棄物が限りなく削減されたゼロエミッション社会の実現を促進することとしています。

また、令和 4(2022)年 3 月には、地域循環共生圏の実現に向け、AI・IoT等の先端技術の進展を踏まえ、サーキュラー・エコノミー(循環経済)を目指すとともに、コロナ禍による社会スタイルの変化などの新たな課題に対応していくための京都府循環型社会形成計画(第 3 期)が策定されるとともに、行政、事業者及び消費者等の各主体が連携し、府内の食品ロス削減に向けた取組の一層の充実を図るための、京都府食品ロス削減推進計画が策定されました。

(3) 宮津市の状況

◆ごみの減量化について

本市のごみの総排出量は、令和 4(2022)年度は 7,027t(集団回収量を含む)で、そのうち約 7 割が可燃ごみとなっています。平成 18(2006)年 10 月から、家庭系ごみの排出量に応じた負担の公平化や地域全体での市民・事業者のごみ減量意識の向上を

図るため、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理を有料化しています。

資源ごみについては、平成 9 (1997) 年からペットボトルや発泡スチロール、かん、びん、紙パック、平成 12 (2000) 年から段ボール、平成 14 (2002) 年からプラスチック製容器包装、紙製容器包装、令和 2 (2020) 年から新聞・雑誌の分別収集を開始し、ごみの再資源化に取り組んでいます。

こうした中で、本市の 1 人 1 日当たりごみ排出量は 1,132 g (令和 3 (2021) 年度実績。集団回収量を含む。) となり、全国平均の 890 g と比較すると、高い数値となっています。本市の場合、観光関連産業など、事業系一般廃棄物の割合の高いことが、1 人 1 日当たりごみ排出量が多い主な要因と考えられます。

ごみ処理については、令和 2 (2020) 年度からは、宮津市、伊根町、与謝野町を構成市町とする宮津与謝環境組合が運営する宮津与謝クリーンセンターで行っています。

◆ごみの資源化

【中間処理】

令和 4 (2022) 年度の資源ごみの排出量は、ペットボトル 73t、プラスチック製容器包装 292t、かん類 58t、びん類 133t、紙製容器包装 49t、その他 24t、集団回収量 662t となっています。

搬入された資源ごみは、リサイクル協会や指定業者へ引き渡し又は売却を行い、処理経費に充当することで、ごみ処理経費の軽減を図っています。

ごみの総量に占める資源化量の割合 (資源化率) は 19.7% (令和 3 (2021) 年度) と、京都府平均の 13.9% よりも高く、全国平均の 19.9% とほぼ同程度となっています。

分別状況については、特にプラスチック製容器包装で、不適物の混入が目立つほか、観光地で収集されるペットボトルでは洗浄が不十分など資源化に支障をきたしています。また、スプレー缶などの危険ごみによる事故も発生しており、地道な啓発を続ける必要があります。

また、宮津与謝クリーンセンターにはメタンガス化発電設備を備えており、搬入ごみの可燃ごみから、生ごみや紙ごみなどを分離しメタン発酵処理を行うとともに、メタンガスによる発電を行い、ごみのエネルギー化を行っています (処理能力: 20.6 t / 24 時間、発電設備: ガス発電機 270kW)。

【市民による資源回収活動 (集団回収)】

市民等による再資源化の取組として、段ボールや雑誌、新聞などの集団回収を行う自治会や PTA、子供会などの取組が行われています。実施団体、回収量とも横ばいで推移していましたが、コロナ禍の影響で、実施団体、回収量とも減少し、コロナ禍前のように回復していない状況です。

【廃食用油】

近隣の民間事業者により、年間 18,905ℓ の廃食用油が、市施設や事業所などで回収されています (令和 4 (2022) 年度)。

これは、1 世帯当たりの排出量を 3.98ℓ と仮定すると一般家庭 4,750 世帯分に相当

します。

廃食油は、飼料やBDF（燃料）などに利用されており、ごみの減量や再資源化だけでなく、公共水域の環境負荷を軽減する効果も期待されます。

◆これまでの主な取組等

令和2（2020）年6月

- ・「ゼロカーボンシティ」宣言

2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指します。

令和3（2021）年10月

- ・「宮津市環境基本計画」策定

今後10年間の総合的な環境施策の方向性と方策を示すものです。

計画期間：令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

- ・「気候非常事態宣言」

脱炭素社会の構築、循環型社会への転換、豊かな自然環境の保全を目指すため、宮津市と与謝野町の共同により宣言しました。

令和4（2022）年8月

- ・「ペットボトル水平リサイクルの包括連携協定」締結

宮津市、伊根町、与謝野町、宮津与謝環境組合及びペットリファインテクノロジー株式会社は、ペットリファインテクノロジー独自のケミカルリサイクル技術により、使用済みペットボトルからペットボトルをつくる「ペットボトル水平リサイクル」の取組に向けた包括連携協定を締結しました。

令和5（2023）年1月

- ・「宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例」の施行
資源循環の理念条例として施行

令和5（2023）年3月

- ・「資源循環の促進等に関する包括連携協定」締結

宮津市と株式会社 JEPLAN は、資源循環の促進や消費行動の機運醸成などにより循環型社会への転換を図り将来へ良好な環境を引き継ぐことを目的とした包括連携協定を締結しました。

- ・「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」の改正
食品ロス削減について個別に条例に盛り込む。

令和5（2023）年5月

- ・「SDGs 未来都市の選定」

SDGs の達成に向けて優れた取り組みを提案する都市として、「SDGs 未来都市」に選定されました。

3 資源循環の促進等に関する基本的事項

(1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収

本市では、これまでから、廃棄物等の排出量の削減のため3R（Reduce(発生を抑制する)、Reuse(繰り返し使う)、Recycle(資源として再利用する))の推進に努めてきました。

今後も、持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、廃棄物等の排出の抑制と資源循環の促進を図るため、3RにRenewable(再生可能な資源に替える)の考え方を加えた取組を展開するとともに、循環資源の再資源化を最適化するため、質の高い分別回収(適切な分別)に取り組めます。

この取組は、市のみではなく、事業者や市民、観光旅行者等が一体となって推進します。

【市の役割】

自ら率先して、市が行う事務及び事業等について、廃棄物等の発生抑制、再生品の使用、循環資源の分別回収その他の資源循環の促進等に必要な取組を行います。

また、積極的な普及啓発や情報提供を通じて、廃棄物の抑制について事業者や市民の理解を促進し、自主的な取組を支援するとともに、観光旅行者等が循環資源の分別回収に協力すること等の取組について、自主的に行うための環境の整備、分かりやすい情報提供などの取組を行います。

【事業者の役割】

その事業活動において、廃棄物等の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の適正な循環的利用、再生品の使用等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めます。

また、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めるとともに、観光関連事業者にあっては、観光旅行者等が循環資源の分別回収に協力すること等の取組について、自主的に行うための環境の整備、分かりやすい情報提供などの取組を行います。

【市民の役割】

日常生活において、製品の長期間使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることに協力すること等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めます。

また、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めます。

【観光旅行者等の役割】

その滞在中の活動について、市及び観光関連事業者等が実施する資源循環の促進等に関する取組に協力するよう努めます。

(2) 分かりやすい情報提供

資源循環の促進については、市が行う事務及び事業等の取組はもちろんですが、事業者や市民、観光旅行者等の自主的な活動によるものが多く、市としてはそれらの推進を促すため、あらゆる媒体を活用した分かりやすい広報、啓発に努めます。

また、転入者や単身赴任者、他市町より通勤、通学等で本市へ来る人への資源循環の促進の理解を進めるため、自治会や事業所、学校等を通して、広報・啓発・指導に努めます。

(3) 海洋プラスチックごみ対策

国の調べでは、毎年海に流出するプラスチックごみのうち 2～6 万トンが日本から発生したものと推計されています。このままでは、2050 年の海は、魚よりもごみの量が多くなると言われるほど問題は深刻化しています。

このため、市民及び事業者の協力を得て海岸清掃等を実施するとともに、市民、観光旅行者等、観光関連事業者、水産事業者、農業事業者等と連携し、プラスチックごみが環境中に排出されない取組を推進します。

(4) 環境教育及び環境学習の推進

将来を担う子どもたちだけでなく、すべての世代が廃棄物等の排出抑制や循環資源の再資源化に関心を持ち、その大切さを正しく理解することが資源循環の促進につながっていきます。

この実現に向けて、自主的かつ積極的に行動する人材を多く育成することとし、環境保全活動に積極的に取り組む事業者等と連携し、その知見を活用して、家庭、教育・保育施設等、学校、職場、地域その他のあらゆる場を通じた環境教育及び環境学習を推進します。

4 資源循環の促進等に関する施策の展開

(1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収

ア Reduce(発生を抑制する)

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>1-1【重点】 ごみを発生させないライフスタイル・ビジネススタイル</p>	<p>1-1-1 * ごみの削減等の取組みの啓発 (必要性や効果の周知など) * 庁内事務用品の使用の削減 (宮津市DX推進計画の推進による行政手続きのオンライン化による紙の使用抑制/会議資料の厳選・簡素化/庁内会議印刷物のツーアップ印刷や裏紙の使用、事務用品共有による物品の購入抑制) * 指定管理者、受託事業者へのごみの減量化・資源化の取組み推奨</p>	<p>1-1-2【重点】 * 在庫管理の徹底と、インターネット販売や市場の動きに注視した過剰な生産の見直しなど、ごみの発生を抑制するビジネススタイル * 特に観光関連事業者は、ごみの発生が少ない旅行商品を検討・提供する (物より体験を重視するなど) * 特に観光関連事業者は、使い捨ての食器を使用しない * 特に宿泊施設等は、アメニティを必要分のみ消費されるよう努める</p>	<p>1-1-3【重点】 * 冷蔵庫や物置等の在庫を確認し、不要な物を買わない、食材を使い切るライフスタイル * 物を可能な限り長く使う (使い捨て製品・容器を使用しない/製品寿命の長いものを選択/修理補修による長期利用/不要になった物を必要な人に譲る) * 旅先で発生したごみは持ち帰る/地域のごみの分別ルールを守る * 宿泊施設等でアメニティ(歯ブラシ等)は必要分を手取る</p>
<p>1-2 環境に配慮した物品の購入等</p>	<p>1-2-1 * ごみの減量化・リサイクル協力店の募集と情報発信(資源循環推進事業所の認定) * グリーン購入推進方針の更新・啓発 * 給水機の設置(マイボトル推奨) * 市内イベント等でリユース食器活用</p>	<p>1-2-2 * ごみの減量化・リサイクル協力店の登録(資源循環推進事業所の認定) * 簡易包装化等の推進 (量り売り・詰替え商品、リターナブル容器取扱い商品等の推奨/小売・流通業における梱包資材の簡素化) * ワンウェイプラスチックの使用抑制</p>	<p>1-2-3 * マイバック、マイボトルを持参する * 中古品、レンタル製品を活用する * 省エネ製品、詰替え商品、リターナブル容器取扱い商品を選択する</p>
<p>1-3【重点】 生ごみの削減、堆肥化、資源化の推進</p>	<p>1-3-1【重点】 * 生ごみ処理機の普及・導入支援 (生ごみ処理機によるごみの減量化等の効果の周知/生ごみ処理機支援制度の創設)</p>	<p>1-3-2 * 事業系生ごみ処理機の導入 * 食材の使い切り(野菜の端材の活用など)、生ごみの水切りを徹底する * 特に観光関連事業者における計画的な食材の調達</p>	<p>1-3-3 * 家庭系生ごみ処理機の導入 * 食材の使い切り(野菜の端材の活用など)・食べきり、生ごみの水切りを徹底する</p>

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
1-4 農業事業者等と連携した取組み	1-4-1・1-4-2 *農業事業者等と連携した廃棄物の発生抑制 (有害鳥獣の微生物分解による減容化、有害鳥獣捕獲個体のジビエ利活用、規格外野菜の活用・販売ルートの確保と積極的な活用)		
1-5 その他	1-5-1 *ごみの発生抑制のため、可燃・不燃の有料ごみ袋のあり方を検討		

イ Reuse(繰り返し使う)

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
2-1 再利用の推進	2-1-1 *物の再利用の推進 (リユース事業の実施/フリーマーケット等の周知等による活動支援)	2-1-2 *繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造または販売、修繕体制の整備 *再使用可能な商品の推奨 *簡易包装化等の推進[再掲] (量り売り・詰替え商品、リターナブル容器取扱い商品等の推奨/小売・流通業における梱包資材の簡素化)	2-1-3 *中古品、レンタル製品を活用する[再掲] *省エネ製品、詰替え商品、リターナブル容器取扱い商品を選択する[再掲]

ウ Recycle(資源として再利用する)

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>3-1【重点】 ごみの分別の徹底</p>	<p>3-1-1 * 質の高い分別に向けた分かりやすい分別の啓発 * 不適切な分別への指導 * 駅等に分別を促す統一感のあるごみ箱を設置し、観光旅行者等に分別の徹底を呼び掛ける * ごみの分別が難しい高齢者等に対する、福祉と連携した分別の支援 * 新たな分別の検討（プラスチック使用製品廃棄物など）</p>	<p>3-1-2 * 事業所内の分別を徹底し、ミックス古紙のリサイクルに取り組むなど資源化を推進 * 観光スポットや宿泊施設等において分別用のごみ箱を設置するなどし、観光旅行者等に質の高いごみの分別の徹底を促す</p>	<p>3-1-3・3-2-3【重点】 * 市の分別の区分により、燃やすごみと燃やさないごみからの資源ごみの分別を徹底する * 食品等が付着した資源ごみは軽くすすいでから排出するなど質の高い分別を心掛ける * 観光スポットや宿泊施設など、分別ごみ箱の設置がある場合には、適切にごみの分別を行う * 旅先で発生したごみは持ち帰る／地域のごみの分別ルールを守る[再掲]</p>
<p>3-2【重点】 ごみの資源化</p>	<p>3-2-1・3-2-2 * 再生商品やグリーン製品の開発・販売・推奨 * 民間企業と連携し、ペットボトルの水平リサイクルや小型家電のリサイクル等に取り組む * 新たなリサイクル技術の調査 （「ペットボトルの水平リサイクル」のような環境負荷の少ないリサイクル技術／紙おむつなど新たなリサイクル技術）</p>		
<p>3-3【重点】 地域等での資源ごみ回収</p>	<p>3-3-1【重点】 * 地域団体等が行う集団回収の推進（資源ごみ回収活動への報償金／資源化回収品目の増加に向けた関係団体との調整） * 資源ごみ回収拠点の設置・周知 * 資源ごみ回収マップの作成・周知</p>	<p>3-3-2 * 食品小売店等による資源の自主回収（食品トレイなどの店頭自主回収／店舗内に分別が可能なゴミ箱の設置）</p>	<p>3-3-3 * 地域団体等が行う集団回収への参加 * 事業者が行う店頭自主回収を利用</p>

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
3-4 資源化物の利用	3-4-1・3-4-2・3-4-3 *再生紙や再生プラスチックなどの再生材料を使用した再生商品を利用する		
3-5 その他	3-5-1 *資源化の促進のため、資源ごみ袋のあり方を検討する	3-5-2 *ISO等環境マネジメントを導入	

エ Renewable(再生可能な資源に替える)

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
4-1 プラスチックの代替素材への転換の促進		4-1-2 *ワンウェイプラスチック製品のバイオマスプラスチック由来製品等への転換を検討する	

(2) 分かりやすい情報提供

ア 効果の高い広報媒体を使った市内外への情報発信

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
5-1 広報媒体等の活用	5-1-1 * SNSやホームページ、広報誌等での発信 * 職員派遣によるごみ分別の説明	5-1-2・5-2-2 * 事業者のHP、SNS、DM等を活用して資源循環の取組みのPR * 特に観光旅行者は、観光PRにおけるSDGs未来都市宮津の情報発信 * 資源循環推進事業所の認定等を活用した事業所の魅力発信	5-1-3・5-2-3 * SNS等を活用して資源循環の取組みの体験等を発信
5-2 伝わりやすい広報内容の工夫	5-2-1 * リサイクルの手法や結果等の可視化 * ごみの減量化や資源化に取り組む事例の紹介 * ごみ分別大辞典やごみ分別ポスターの配布 * インバウンド客を含む観光旅行者等にも分かりやすいデザインを用いた情報発信 * ごみ減量化推進週間を設定し、重点的な広報を実施する		

(3) 海洋プラスチックごみ対策
ア 市民協働による海岸清掃等

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
6-1【重点】 市民・事業者との協力による海岸清掃ボランティア等	6-1-1・6-1-2・6-1-3【重点】 * 行政、市民、事業者等と協力した海岸清掃ボランティアを市内の様々な海岸で面的に展開する * 市外の学生団体や企業等が本市で行う海岸清掃ボランティア活動の推進		
6-2 漁業者と協力した海底ごみの清掃	6-2-1・6-2-2 * 漁業の操業時に漁網に混入する海底ごみの処分や、漁業関連団体が実施する海底ごみの清掃活動を支援する		

イ プラスチックごみが環境中に排出されない取組の推進

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
7-1 海洋プラスチック問題への取組み	7-1-1 * 不法投棄によるプラスチックの海洋流出を防ぐための啓発・情報提供を実施する * 不法投棄ごみの海洋流出を減少させるための取組み(啓発・パトロール等)	7-1-2 * 農業(劣化したマルチシート・プラスチック被覆肥)や漁業(不要となった漁具の放置)など、業種に応じたプラスチックの流出防止に努める	7-1-3 * ポイ捨ての防止(煙草のフィルターがプラスチックごみとなる)など、プラスチックの流出防止に努める * 地域における不法投棄ごみの海洋流出を減少させるための取組み(回収活動等)

(4) 環境教育及び環境学習の推進

ア あらゆる場における身近な環境教育・環境学習の推進

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>8-1【重点】 学校と連携した環境教育・学習の推進</p>	<p>8-1-1・8-1-2・8-1-3 * SDGs・環境の取組における学校の教職員等との連携を強化し、総合的な学習の時間等を活用した教科内での環境教育・環境学習を推進する * 食育の視点から、食品の製造、調理、廃棄のそれぞれの過程における環境配慮や食品ロスの削減について環境教育・環境学習を推進する * 給食の水切り、清掃活動、資源回収等の環境に配慮した活動の実践を通じた環境教育・環境学習を推進する (PTAによる段ボール、缶等の回収や、事業所との連携による使い捨てカイロの回収活動など)</p>		
<p>8-2 地域等におけるSDGs・環境に関する学び</p>	<p>8-2-1 * 自治会や公民館、事業所等と連携し、SDGs・環境に関する講演会等を実施する * 子育てサロンや高齢者大学等、多様な立場・世代を対象に、SDGs・環境に関する講演会等を実施する * 観光教育のテーマに環境問題を活用する * SDGs・環境に関する取組みに関心を持ち、率先して取組む人材の育成</p>		
<p>8-2 ごみ処理施設の見学</p>		<p>8-2-2・8-2-3 宮津与謝クリーンセンターの施設見学の活用</p>	

5 食品ロス削減の推進

「食品ロス」とはまだ食べられるのに廃棄される食品のことで、日本の食品ロス量は、令和3年度で523万トン（前年度比+1万トン）、このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は279万トン（前年度比+4万トン）、家庭から発生する家庭系食品ロス量は244万トン（前年度比▲3万トン）となっています。

我が国においては、令和元（2019）年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布され、基本的な視点として次の2点が掲げられ、食品ロスを削減していく取組が進められています。

■国民各層がそれぞれの立場において主体的に、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されているという課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと。

■まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、可能な限り食品として活用するようにしていくこと。

京都府においても、令和4（2022）年3月に、「京都府食品ロス削減推進計画」を策定され、基本的な方針を「食品ロス問題の「我が事」としての意識の醸成や、AI・IoT等の新たな技術の活用により、多様な主体が一体となって食品ロスの削減を実践し、環境負荷の低減を図ることで、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指す」とし、取組が進められています。

本市においても、令和5（2023）年3月に、「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」を改正し、食品ロス削減の取組を強化することとしました。

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>9-1【重点】 食品ロスの削減</p>	<p>9-1-1 * 食品ロス削減の啓発</p> <p>(食品ロスの削減に向けた意識醸成／リメイクメニューや端材活用メニューを広く周知／京都府の「食べ残しゼロ推進店舗」の推進／食品ロス削減月間(10月)を中心とした啓発)</p>	<p>9-1-2 * 業種に応じた取組</p> <p>【食品小売業の取組み】 * 需要を予測して適量仕入れる * 在庫管理を適正に行い、品質の低下を防ぐ * 少量パック販売やばら売りをを行う * 商品棚の手前の商品から選んでもらう、「てまえどり」の啓発を行う</p> <p>【食品卸売業の取組み】 * 需要を予測して適量仕入れる * 在庫管理を適正に行い、品質の低下を防ぐ</p> <p>【飲食店・宿泊施設等の取組み】 * 来店者数や注文メニューの需要を予測して適正量の仕入れや仕込みを行う * 食材を無駄なく使い切って調理する * 食べきり、小盛メニューの提供などにより、来店者が食べきれぬ工夫をする * 品質的に問題のない食品は、お客様の自己責任であることを理解して頂いた上で、食べきる目安の日時などの情報提供を行って、持ち帰り用に提供することを検討する * 観光旅行者等への食品ロス削減の周知、広報を行う</p> <p>【食品製造業・加工業の取組み】 * 製造(加工)量を考慮した適正量の原材料調達を行う * 原材料を無駄なく使い切り、未使用の原材料の有効利用に取組む * 賞味期限は商品の特性に応じて科学的・合理的に設定し、過度に短く表示しない</p>	<p>9-1-3【重点】 * 食品の直接廃棄の削減 (インターネットなどで適切な長期保存方法やレシピを検索する) * 食べ残しによる廃棄の削減 (食べられるものだけを作り、作りすぎを防止する／食べきれなかったものの保存方法を工夫する／使い忘れ、食べ忘れを防ぐため、冷蔵庫の中などの配置方法を工夫する) * 買い物時に食品ロス削減の心がけ (買い物に出かける前に冷蔵庫の中などの在庫を確認し、食べきれぬ量を買う／賞味期限の近いものから選ぶ。(「てまえどり」に協力する。)) * 外食時の食品ロス削減 (食べきれぬ量を注文する／飲食店が対応している場合、自己責任の範囲で、食べきれずに残した料理を持ち帰り／3010(さんまるいちまる)運動へ協力する)</p>

6 進捗管理

本指針については、宮津市廃棄物減量等推進審議会において進捗状況等を確認して評価します。